監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項　目	経営状況について
監査結果(意見等)の内容	当年度末の給水人口は、前年度に比べ348人、0.1%減少し、年間総配水量は77,003㎥、0.3%減少しました。また、年間有収水量は前年度に比べ100,874㎥、0.4%減少し、有収率は0.1ポイント低下し、93.7%となっています。 当年度決算は、総収益が50億5,374万円、総費用が45億9,484万円で、差引き4億5,890万円の当年度純利益（前年度3,641万円の純利益）が生じています。その結果、当年度未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金19億7,772万円に当年度純利益を加え24億3,662万円となりました。 当年度の総収益は、前年度と比較すると6億2,917万円増加しています。これは主に、営業収益が3,190万円減少したものの、特別利益が5億8,173万円増加したことによるものです。なお、特別利益のうち5億1,153万円は、これまでの水道事業会計における退職者の在籍期間を勘案した調整を一般会計との間で行ったことによるものです。また、当年度の総費用は、前年度と比較すると2億668万円増加しています。これは主に、営業費用が2億452万円増加したことによるものです。 中長期の経営見通しとして、「収入面について、まず、給水収益は、給水人口の減少により微減で推移すると見込んでいる。また、分担金収入も、大規模な開発が減少し、マンション等の小規模開発による収入が中心となるため、今後は減少すると見込んでいる。支出面についても、宝塚市水道事業経営戦略に掲げた経営健全化に取り組み、経費削減に努めても、令和元年度以降ほとんどの年度で赤字が続くと見込まれる。」旨の説明を受けました。 給水収益、分担金収入等の収入面の減少が見込まれる中、施設、管路等の更新・耐震化、上下水道局庁舎の建替え等、今後の支出要因を踏まえると、水道事業を取り巻く環境はより一層厳しくなると考えます。長期的な安定経営を目指し、企業努力による経営の効率化に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 人口の減少や節水意識の拡大により給水収益が逓減する一方、管路等の更新により資本的支出の増加が見込まれ、宝塚市水道事業経営戦略に掲げたとおり、今後は純損失の発生が常態化します。経営健全化の取組を継続するとともに、経営戦略等の見直しの中で新たな経営健全化の取組を検討するなど、今後も経営の効率化に努めます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項　目	宝塚市水道事業経営戦略について
監査結果(意見等)の内容	平成２８年１２月に宝塚市水道ビジョン２０２５（以下「水道ビジョン」という。）及び宝塚市水道事業経営戦略（以下「水道経営戦略」という。）が策定されています。平成３０年度は、策定後３年間の総括として、水道経営戦略における経営健全化に向けた取組の効果額に対する実績額、投資計画額に対する実績額及び経営指標に対する実績値について確認しました。 経営健全化に向けた取組については、平成２８年度、平成２９年度と同様、平成３０年度も計画どおり進んでいるとは言えません。平成３０年度実績額の合計は２億9,740万円であり、想定されていた取組効果額の合計４億3,089万円を１億3,349万円下回っています。平成３０年度取組項目のうち、小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託については、平成２９年度から未実施が続いています。また、小林・亀井浄水場廃止については、取組効果額３億1,800万円に対し実績額が２億2,330万円となり差額9,469万円が生じています。新たな取組の検討を含め、取組項目の見直しが必要ではないかと考えます。 投資計画額に対する実績額については、平成３０年度実績額の合計は12億96万円であり、投資計画額の合計18億3,570万円を６億3,473万円下回っています。平成３０年度投資計画のうち、管路更新・耐震化事業費は投資計画額９億2,000万円に対し実績額１億7,147万円となっています。このことについては、「当初は、経営指標に設定している管路の更新率1.25%を実現するために10ｋｍの更新を予定していたが、阪神水道受水事業の繰越工事等を中心に事業を進めたため、約1.3ｋｍの更新にとどまった。」旨の説明を受けましたが、投資計画に基づく取組が不十分であり、計画的な実施ができていません。 経営指標に対する実績値については、ポンプ所耐震施設率は経営指標24.1%に対し実績値19.1%、配水池耐震施設率は52.2%に対し45.5%、管路の耐震化率は10.1%に対し9.6%、管路の耐震適合率は19.7%に対し19.1%、基幹管路の耐震化率は17.8%に対し13.6%、基幹管路の耐震適合率は26.0%に対し21.7%、管路の更新率は1.25%に対し0.16%、有収率は95.7%に対し93.7%と下回っており、低いほど良いとされる鉛製給水管率は6.0%に対し7.6%となっていました。経営指標の数値は決して高いとは言えず、投資計画額に対する実績額の状況を考慮すると、予定どおり進んでいないことが影響していると考えます。 なお、水道経営戦略については、見直しが予定されており、令和元年度に職員で構成する「宝塚市上下水道事業経営戦略等見直し検討会」で検討した内容を、令和２年度に上下水道事業審議会に諮った後、公表される予定となっています。この見直しについては、総務省から示されている「経営戦略策定・改定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づいて行われる予定です。ガイドラインの主な基準は、①計画期間に限らず長期間（30年から50年）の試算を行うこと、②アセットマネジメント（資産管理）等と整合のとれた試算を行うこと、③経営健全化のための取組方針を示すことです。 水道経営戦略は、水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視野に立った経営の基本計画である経営戦略を策定することで、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化し、これにより持続可能な水道事業の実現を目指すことを目的に策定されたものです。見直しに当たっては、ガイドラインの基準だけでなく、この３年間の取組状況を検証した上で、分析を行い、水道ビジョン及び水道経営戦略で掲げている、令和７年度の目標値を達成するために設定された経営指標の水準を保ちつつ、計画的に実施することが可能な内容となるよう検討してください。

※
措置結果又は方針の内容（時期・内容等）

令和元年１１月２９日　措置通知

経営健全化の効果額と実績額の差額については、現在進めている経営戦略等の見直しの中で分析し、今後取組項目の見直しを含め検討します。投資計画の計画的実施については、経営指標の最終年度の目標を達成するために、体制を強化して事業を進めます。水道事業経営戦略等の見直しについては、これまでの実績を分析し、将来の実現可能性を勘案して見直しを行います。

また、経営健全化の取組について、「郵便料金の改定額を包括委託拡大の効果額に影響させるべきではない」との監査委員からの指摘を受け、効果額の算定方法を見直し、令和元年 7 月 19 日付で提出した決算審査質疑書の内容を以下のとおり修正します。

取組内容	効果額（修正前）	効果額（修正後）
職員配置の見直し	6,130 千円	5,632 千円
生瀬浄水場完全委託	4,371 千円	3,819 千円
包括委託拡大	7,161 千円	9,592 千円

なお、「職員配置の見直し」及び「生瀬浄水場完全委託」の効果額を修正する理由は、修正前の効果額が水道事業会計職員の平均給与を算定基礎としており、効果額に含めるべきでない要因（個人の昇給等）が影響しているためです。

（添付資料）
1
2
3

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項　目	有収率について
監査結果(意見等)の内容	有収率とは、給水される水量がどの程度収益に結びついているかを示す指標であり、年間総配水量に対する年間総有収水量（料金徴収の対象となった水量）の割合で算出されます。平成２６年度以降の有収率の推移は次表のとおりです。

年度	26	27	28	29	30
年間総配水量（㎥）	24,356,206	24,297,282	24,393,570	24,841,783	24,764,780
年間総有収水量（㎥）	23,240,036	23,224,552	23,269,173	23,312,276	23,211,402
有収率（%）	95.4	95.6	95.4	93.8	93.7

平成２９年度以降、有収率が低下傾向にある要因については、「漏水以外に、夏場の残留塩素確保のためのドレン排水（配水管に接続された排水管から浄水を排水すること）、管路及び施設改良工事の際の洗管作業に伴う排水、消防による火災時の消火栓使用に伴う濁水処理水等の増加など様々な要因が考えられるため、現在調査中である。」旨の説明を受けました。有収率は、水道事業の経営にも大きく影響するため、要因については徹底的に分析を行い、原因を突き止めた上で適切な対策を講じるとともに、老朽化した管路の更新を計画的に推進し、漏水防止を図ることで、有収率の向上に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 管路更新事業を着実に実施するとともに、漏水調査箇所を拡大する等して、引き続き有収率の向上に努めます。 有収率が低下傾向にある要因について分析を行い、原因が特定され対策が必要であれば速やかに実施します。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	４

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項　目	配水管等の修理代金に係る債権管理について
監査結果(意見等)の内容	道路工事、家屋の建築、解体工事等により、配水管、給水管等の水道施設を破損した場合には、原因者からの修繕依頼に基づき、上下水道局で委託する工事修繕委託業者により、有償で修繕を行っています。修繕に要した費用については、請求書、納付書等を原因者に後日郵送していますが、納付期限を過ぎた場合は再送し、それでも未納が続くようであれば、電話連絡及び登録住所への訪問により、催告を行っています。 この債権は、宝塚市水道事業給水条例第２２条第２項に規定する水道使用者等の負担する水道管破損修繕に要する費用に関する債権であり、債権の種類は、工事修繕委託に伴う私債権、消滅時効期間は３年（民法第１７０条第２号）であり、宝塚市債権管理条例の適用を受けています。なお、平成３０年度収納状況は、次表のとおりであり、不納欠損処理件数及び金額は５件、13 万円、年度末未収金における令和元年５月末日現在の未収入件数及び金額は７件、20 万円です。

年度当初未収		調定		収入		不納欠損		年度末未収		令和元年５月末日現在	
件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
11	309,320	16	489,280	12	367,240	5	133,280	10	298,080	7	205,200

今回、宝塚市債権管理条例に基づく取組状況を確認したところ、宝塚市債権管理条例施行規則で定める台帳の整備、徴収計画の策定ができていないことが判明しました。また、長期間未納となる理由の１つとして、「修繕依頼時に原因者が記入した住所及び電話番号が正確でない場合もある。」旨の説明を受けました。債務者となる原因者を特定し、履行状況、対応状況等の経過措置を適切に管理すべきと考えます。

宝塚市債権管理条例に基づく台帳の整備、徴収計画の策定等、適正な債権管理を行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 宝塚市債権管理条例に基づく台帳の整備、徴収計画の策定を早急に行い、今後は適正な債権管理に努めます。 また、修繕依頼時に相手方の身分確認を行って債務者となる原因者を特定し、しっかりと対応していきます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	５

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項　目	経営状況について
監査結果(意見等)の内容	当年度末の供用開始区域内人口は231,142人で、前年度に比べ266人、0.1%減少し、年間総処理水量は26,280,695㎥で、166,105㎥、0.6%減少しました。また、年間有収水量は23,235,779㎥で、前年度に比べ109,335㎥、0.5%減少し、有収率は0.1ポイント増加して88.4%となっています。 当年度決算は、総収益が46億4,998万円、総費用が39億4,027万円で、差引7億970万円の当年度純利益（前年度5億4,140万円の純利益）が生じています。下水道事業は、平成２０年度以降赤字となっていましたが、平成２７年度に８年ぶりに純利益を計上してから４年連続で純利益を計上しました。 当年度の総収益は、前年度と比較すると1億1,933万円増加しています。これは、営業収益が1億1,187万円減少したものの、営業外収益が5,169万円、特別利益が1億7,950万円増加したことによるものです。なお、特別利益のうち1億6,045万円は、これまでの下水道事業会計における退職者の在籍期間を勘案した調整を一般会計との間で行ったことによるものです。また、当年度の総費用は4,896万円減少しています。これは、特別損失が492万円増加したものの、営業費用が121万円、営業外費用が5,268万円減少したことによるものです。 当年度の資本的収支については、企業債収入、他会計負担金等による収入11億7,265万円、一方支出は、企業債償還金、建設改良費等による支出32億4,245万円によって、20億6,979万円の資金不足が生じましたが、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしています。 下水道事業の中長期の経営見通しとして、「収入の柱である下水道使用料については、水洗化人口の減少により微減で推移する傾向にあると見込んでいる。一方、費用については、支払利息は減少していくものの、その他の費用は削減が難しく、特に経営健全化の取組として計上している管路維持管理業務の包括委託については、今後も段階的に取り組んでいく考えであるが、1億円の削減は実現が困難な状況である。また、汚水処理については、流域下水道に参画しているため、今後も、毎年度ほぼ一定の汚水処理負担金を負担し続ける必要がある。」旨の説明を受けました。そして、今後の資金確保策については、「平成３０年度の経営状況や経営健全化の取組状況等を踏まえ、料金改定を含め検討していく。」旨の説明を受けました。 水洗化人口が減少傾向にあるため、下水道使用料収入は減少傾向にある一方で、流域下水道維持管理費負担金は毎年度一定の負担が生じることや、管路の老朽化対策、地震対策を考えると、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しいといえます。今後とも、継続して長期的な安定経営を達成できるよう経営の効率化に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 宝塚市下水道事業経営戦略に掲げた経営健全化の取組を継続するとともに、経営戦略等の見直しの中で新たな経営健全化の取組を検討するなど、今後とも経営の効率化に努めます。 （添付資料） 1 2 3

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	６

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項　目	宝塚市下水道事業経営戦略について
監査結果(意見等)の内容	下水道事業に関しては、平成２８年１２月に宝塚市下水道ビジョン２０２５及び宝塚市下水道事業経営戦略（以下「下水道経営戦略」という。）が策定されています。当年度決算審査においては、下水道経営戦略における財政収支計算表（収益的収支）の推定値及び実績値、経営指標における各指標の推定値及び実績値、経営健全化に向けた取組の効果額に対する実績額等について確認いたしました。 このうち、財政収支計算表（収益的収支）のうち、特に営業費用中の修繕費については推定値１億363万円に対し実績値１億4,198万円、委託料については8,107万円に対し１億2,206万円と差異が生じています。 また、経営指標に対する実績値については、下水道（雨水）施設整備延長比率は平成３０年度の経営指標推定値81.7%に対し実績値81.4%、重要な汚水管路の耐震化率は36.6%に対し30.6%、管渠改善率は1.0%に対し0.7%と、経営指標の推定値を達成できていない項目が見受けられました。 なお、下水道経営戦略については、令和元年度末までに上下水道局内において見直した上で、令和２年度に宝塚市上下水道事業審議会に諮問する予定である旨の説明を受けました。 下水道経営戦略は、下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することを目的に策定されたものであり、これにより、持続可能な下水道事業の実現を目指すものです。下水道経営戦略の見直しに当たっては、この３年間の取組状況の検証、分析を行うとともに、現在の下水道経営戦略で掲げている令和７年度の目標値を安易に下げることがないように、かつ、目標値の計画的な達成が可能な内容となるような方向で見直しを進めてください。

※
措置結果又は方針の内容（時期・内容等）

令和元年１１月２９日　措置通知

財政収支計算表の推定値と実績値の差異については、現在進めている経営戦略等の見直しの中で分析し、今後計上すべき金額を検討します。経営戦略等の見直しは、将来の実現可能性を勘案して行います。また、経営指標が推定値に達していない点については、最終年度の目標を達成するために、体制を強化して事業を進めます。

なお、経営健全化に向けた取組について、効果額の算定方法を見直し、令和元年7月19日付で提出した決算審査質疑書の内容を以下のとおり修正します。

取組内容	効果額（修正前）	効果額（修正後）
職員配置の見直し	7,158 千円	6,148 千円
平成28年第2期分からの改定	374,235 千円	377,788 千円

「職員配置の見直し」の効果額を修正する理由は、修正前の効果額が下水道事業会計職員の平均給与を算定基礎としており、効果額に含めるべきでない要因（個人の昇給等）が影響しているためです。

また、「平成28年第2期分からの改定」の効果額を修正する理由は、修正前の効果額が当年度の下水道使用料収入を算定基礎としており、効果額から減額すべきでない要因（節水による供給単価の減少等）が影響しているためです。

（添付資料）
1
2
3

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項　目	公共下水道汚水排除量申告書に基づく排水汚水量の認定について
監査結果(意見等)の内容	下水道使用料の額は、「使用者が排除した汚水の量に基づき定められる」ものとされています（宝塚市下水道条例（以下「条例」という。）第１５条第１項柱書参照）。この際、使用者が排除した汚水の量について、「水道水を使用した場合は、水道の使用水量」とされます（条例第１５条第４項第１号）が、「氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者又は散水若しくは泉水等に多量の水道水を使用する使用者は、汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書（公共下水道汚水排除量申告書（以下「申告書」という）。宝塚市下水道条例施行規程第１６条第４項）を上下水道事業管理者に提出しなければならない」とされており、この場合においては、「上下水道事業管理者は、申告書の記載事項を考慮して、その使用者の排除した汚水の量を認定する」こととされています。 今回の決算審査において、申告書が提出された場合の取扱いについて確認したところ、所管課からは、以下の①から③の要領で各事業所及び個人から提出される申告書の申告数値に基づき排除汚水量を認定する旨の説明を受けました。 ①　加算 井戸水等水道水以外の水の使用により、水道水の使用量以上の量の水が公共下水道へ排除されたと認められる場合に、申告者の測定による使用水量を検針時に確認した水道水の使用量に加算したものを排除汚水量とする ②　減算 商品製造に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる営業（食品製造業等）を営む使用者や、散水等に多量の水道水を使用する使用者が汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を上下水道局に提出し、上下水道局は申告書の記載事項を考慮し、その使用者が公共下水道に排除しなかったと認められる汚水の量を減算し、これを排除汚水量とする ③　置換 使用者が所有する下水道管に使用者がメーターを設置し、実際に排出した下水流量を使用者が計測し、その数値を申告するもので、その申告流量を排除汚水量とするもので、状況により加算となる者と減算となる者がある 平成３０年度中の申告書の提出件数について所管課に確認したところ、加算延べ114 件、減算延べ 318 件、置換延べ 221 件、使用者ベースで約 120 件の提出があったとのことでした。まず、申告制度である以上、下水道利用者に制度の概要、申告の方法等について広く周知する必要があると同時に、当該制度の実施に当たっては、使用者の申告任せにするのでなく、申告数値を証する証ひょうの確認や、可能な限り現地視察を行い、メーターの数値を定期的に確認するなど、できる限り正確な使用量を把握するよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 制度等の周知については、制度概要や申告方法等を記載したチラシを作成し、商工会議所に配布する予定です。また、正確な使用量の把握については、申告内容を分析し、申告者のうち現地調査すべき対象者を限定したうえで、職員による調査を行います。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	８

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項　目	水道料金及び下水道使用料の滞納者に係る滞納整理について
監査結果(意見等)の内容	水道料金の消滅時効期間は、民法第１７３条第１号により２年とされており、下水道使用料の消滅時効期間は地方自治法第２３６条第１項により５年とされています。 したがって、水道料金及び下水道使用料の滞納者については、水道料金債権の消滅時効が成立した後も引き続き下水道使用料債権は存続することとなります。 今回、水道料金の消滅時効が成立し、債権放棄をした滞納者に係る下水道使用料の滞納整理状況を確認するとともに、そのうち下水道使用料の最終納付日等から５年を超えるもので、不納欠損処理をしていないものの状況について確認しました。所管課からは、「下水道使用料の最終納付日等から５年を超えるもので不納欠損処理を行っていないものは全部で 164 人、期数 1,108 期、金額は 3,702,574 円であるが、そのうち 106 人、454 期、1,219,767 円については債務の承認もなく消滅時効が成立しており、不納欠損の手続が必要であった。しかしながら、従来直営だった際の時効起算日の把握が不十分であったり、委託業者への引継ぎが不十分であったため、手続が漏れていた。」旨の説明を受けました。 債権管理においては、滞納整理を行うにせよ、不納欠損処理を行うにせよ、時効起算日の正確な把握が重要であり、適切に通知、督促、催告、滞納者との交渉等の状況を記録し、安易に消滅時効が完成しないように取り組む一方で、消滅時効が成立した場合には、速やかに不納欠損の手続をするように努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 時効起算日の正確な把握及び不納欠損手続については、滞納者に係るデータを再度調査し、不納欠損すべきデータに漏れがないかを確認します。また、安易に消滅時効が完成しないよう、滞納者との連絡を密にし、詳細な記録を残すよう努めます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	９

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	経営状況について
監査結果(意見等)の内容	当年度決算は、総収益が 110 億 1,042 万円、総費用が 116 億円で、差引き 5 億 8,958 万円（前年度 1 億 8,569 万円）の当年度純損失が生じています。その結果、当年度未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金 8 億 4,775 万円を加えて 2 億 5,817 万円となりました。 当年度の資本的収支については、12 億 546 万円の資金不足が生じましたが、補てん財源である過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金等で補てんしています。 純損失増加の主な要因についてみると、収益面では、医業収益について、前年度の収益と比較すると、外来収益が 2,957 万円増加したものの、入院収益が 4 億 5,358 万円、その他医業収益が 2,222 万円減少し、これらを合わせた医業収益の減少額は 4 億 4,622 万円となっています。他に、医業外収益が 3,450 万円減少しており、事業収益全体では差引き 4 億 8,072 万円の減少となっています。 一方費用面では、医業費用について、減価償却費が 9,018 万円、経費が 2,899 万円、資産減耗費が 387 万円増加したものの、材料費が 1 億 4,277 万円、給与費が 4,422 万円、研究研修費が 334 万円の減少し、医業費用は 6,728 万円の減少となっています。他に、医業外費用が 780 万円、特別損失が 174 万円の減少で、事業費用全体では差引き 7,683 万円の減少となっています。 以上のように、当年度純損失については、5 億 8,958 万円（前年度 1 億 8,569 万円）となり、前年度よりも 4 億 389 万円悪化しています。 経営状況悪化の要因としては、「平成２９年度から平成３０年度にかけて、消化器内科及び救急科医師の退職により、開業医からの紹介患者や救急患者が減ったことが、他科にも影響を及ぼして病院全体の収益の悪化を引き起こした。」旨の説明を受けました。 医師の退職による医業収益の減少が顕著に表れていることからも、収益改善の要として、医師の確保については引き続き積極的に取り組んでください。また、近年続いている人事院勧告による人件費の上昇、本年１０月に実施される消費税引き上げ、２年毎の診療報酬改定など、費用面で公立病院に与える影響は非常に大きいものと考えます。今後、これらの病院事業の経営に影響を及ぼす外部要因については、資金繰りの面からもできる限り早期に具体的な対応策を立てておく必要があります。 医師の確保、外部要因への対策等に積極的に取り組み、今後とも引き続き経営改善に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 医師の安定的な確保については、関連病院である兵庫医科大学病院との連携を深めて、不足が出た診療科の医師を速やかに確保していきます。 また、近隣の公立病院が建替えられる予定ですが、市内から当該病院へ患者が流れることのないよう市内の開業医等を訪問して、本院へ患者さんを紹介していただけるように要請していきます。 増加している費用のうち給与費については、近隣の同規模病院を参考にして効率的な人員配置となるようにして、給与費を抑えていきます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１０

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	宝塚市立病院改革プラン２０１７の公表等について

監査結果(意見等)の内容

宝塚市立病院改革プラン２０１７（以下「改革プラン」という。）は、総務省が示した新公立病院改革ガイドライン及び兵庫県地域医療構想で明らかにされた地域の医療提供体制の目指すべき姿と整合する新プランとして、病院事業において平成２９年３月に策定されました。

改革プランにおける数値目標及び経営指標に係る目標と平成３０年度実績値の比較は次表のとおりとなっています。

○医療機能等に係る数値目標

項目	H30目標	H30実績	達成状況
救急車受け入れ件数(件)	4,900	4,091	未達成
がん入院患者数(人)	2,350	2,209	未達成
手術室手術件数(件)	3,600	3,599	未達成
在宅復帰率(%)	95	97	達成
紹介率(%)	64	66	達成
逆紹介率(%)	110	97	未達成
平均在院日数(日)	10.9	11.9	未達成

○経営指標に係る目標

項目	H30目標	H30実績	達成状況
経常収支比率(%)	100	95	未達成
医業収支比率(%)	95	90.4	未達成
１日あたりの延入院患者数(人)	350	323	未達成
入院患者１人１日たりの診療収入(円)	55,371	52,192	未達成

○損益計算書　　（単位：百万円）

項目	H30目標	H30実績	達成状況
医業収益	11,010	10,097	未達成
医業費用	11,450	11,166	達成
医業損益	△ 441	△ 1,069	未達成
医業外収益	972	912	未達成
医業外費用	453	425	達成
経常損益	78	△ 582	未達成

上記の各指標における達成状況については未達成の項目が多くなっていますが、要因を分析した上で、達成に向けてなお一層の取組を図る必要があると考えます。

また、改革プランの進捗状況については、同プランの中で、市民への適切な情報提供が求められており、年１回以上、市立病院内で点検・評価を行い、その内容を病院事業運営審議会に諮り、結果については、市立病院ホームページで公表することとされています。しかしながら、平成２９年度決算及び平成３０年度決算に係る点検・評価内容については、決算審査時点においてホームページ上で公表は行われていませんでした。このことについて、「平成３１年１月末までの状況を同年３月に開催した病院事業運営審議会に報告したが、年度末の実績値や決算状況は、今後開催する運営審議会に報告する予定である。なお、プランの進捗状況については、今後、市立病院ホームページで公表していく。」旨の説明を受けましたが、目標の達成状況や決算状況の公表だけではなく、翌年度以降に生かせるような点検・評価を行うことも重要であると考えます。

病院事業に対しては、市からの繰入金という形で市民の税金が投入されていることを念頭に、今後は目標達成につながる点検・評価を毎年度行うとともに、その結果及び取組状況を市民に対してわかりやすくかつ的確・適時に公表するよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 市立病院の決算状況や改革プランの達成状況を病院ホームページや広報たからづかを通じて、公表していきます。 （添付資料） 1 2 3

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１１

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	繰越事業について
監査結果(意見等)の内容	病院事業における平成３０年度における繰越状況を確認したところ、次表のとおりとなっていました

No.	繰越事業	繰越額	繰越理由
1	大規模改修事業	1億2,520万円	入札不落のため
2	外来棟など適正改造事業	5,720万円	設計に時間を要したため
3	医療機器整備事業	2,630万円	仕様の検討に時間を要したため

No.１は検査等及び北棟の空調設備等の更新工事ですが、繰越理由について、「平成３０年８月に行った１回目の入札では応札が予定価格を超過したため、設計を見直した上で、平成３１年１月に２回目の入札を行ったが、再度、予定価格超過で落札者が無かったため、見積に移行し不落随意契約を平成３１年３月に締結した。」旨の説明を受けましたが、２回目の入札まで約５箇月を要していることについては、事務手続上、改善の余地があるのではないかと考えます。

No.２は外来棟改修による「患者総合サポートセンター」設置工事ですが、繰越理由について、「平成３０年４月に工事発注の手続きを開始する予定だったが、資金不足比率の関係で起債の可否が危ぶまれたため発注手続を保留したが、同年１１月に保留を解くまでの間に、「患者総合サポートセンター」機能の再検討が必要となり、その結果、レイアウトプラン等を変更する必要が生じたため、平成３０年１２月に２回目の設計委託を行ったが、設計完了が平成３１年５月となったためである。」旨の説明を受けました。しかしながら、起債制限に該当する可能性があるとの判断は病院事業内部で行ったものであり、早期に県に確認することで起債の可否が判明し、直ちに工事の発注が可能となった可能性があります。また、既に設計を済ませた「患者総合サポートセンター」について機能の見直しを行い、当初の設計委託料453万円が特別損失に計上される結果となったことについては、現在の病院事業の経営状況から判断しても非常に問題があると考えます。

No.３は、中央検査室で使用する検査総合受付システムの機器更新を行うものですが、繰越理由について「平成３０年１１月の医療機器選定委員会で審議する予定だったが、機器の構成や仕様の決定に時間を要したため、委員会への付議が約２箇月遅れ、その後のスケジュールの遅延を招き、年度内の機器納入ができなくなったためである。」旨の説明を受けましたが、実際には、単に受付システムと連携する電子カルテとの接続の仕様が検討されていなかったことが原因であり、病院事業における事務管理の甘さを感じざるを得ません。

突発的に生じた事由による繰越であればまだしも、上記の繰越事業はいずれも病院事業内部の事務手続上の問題に起因するところが大きいと考えます。本来実施すべき工事等が遅れることで、果たすべき病院機能や厳しさを増している病院経営に大きな影響を及ぼす懸念も生じます。安易な繰越を行うことのないよう、適切な事務手続きのあり方について検討してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 施設の改修工事について、再入札する必要が生じたとき、時間を要しないように事務手続の改善に向けて検討していきます。 工事設計を発注するまでに十分院内で、設計内容を詰めて、発注後に設計内容を見直すことのないようにしていきます。 医療機器購入においては、入札後の納入設置に要する期間を考慮し、早期意思決定及び施行を行うよう院内に徹底していきます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１２

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	保守管理費用の妥当性の確認について
監査結果(意見等)の内容	病院事業における特名随意契約の過去３年の状況を確認したところ、次表のとおりとなっていました。

年度	契約種別	契約数	特名随意契約件数	特名随意契約割合	特名随意契約合計金額
平成28年度	工事	8	2	25.0%	9億3,820万円
	委託	89	54	60.7%	2億551万円
	賃貸借	35	21	60.0%	1億1,673万円
平成29年度	工事	7	2	28.6%	5,400万円
	委託	99	65	65.7%	2億4,528万円
	賃貸借	31	18	58.1%	1億1,032万円
平成30年度	工事	4	3	75.0%	2億4,503万円
	委託	110	69	62.7%	4億5,914万円
	賃貸借	32	18	56.3%	9,970万円

上記の種別のうち、委託及び賃貸借契約においては特名随意契約の割合が非常に多くなっており、６０％前後で推移しています。特に医療機器やシステムの保守契約において、製造メーカー及びシステム開発業者等を理由とする特名随意契約が多くなることは一定理解できますが、保守管理費用の妥当性の検証が行われているか懸念されるところです。

病院事業においては平成２５年度に、保守点検業務内容の精査、業務委託費の積算などについては契約担当職員で行うのは困難との判断から、「医療機器等保守管理契約の見直しに関する支援業務委託」を行っており、「仕様書と見積書の項目が一致せず、仕様書と対応させた精査ができない上、見積書の単価・合価や内訳がない等、金額の妥当性を検証できない状況である。」等の報告がなされています。

現在の取組状況について確認したところ、「契約の更新を迎える保守管理契約について、継続して見直しを行っており、平成３０年度の契約については32件の契約の更新を行い、保守契約を更新しなかったものが２件(150万円)、減額となったものが16件（328万円)、変更の無いものが11件、増額となったものが３件(56万円)であった。見直し内容としては、機器の残存耐用年数、年間保守の回数、年間修理件数などを考慮して仕様内容を変更する、長期継続契約に移行する、保険活用など他の保守方法と比較検討をするなどの取組を行った。」旨の説明を受けました。

上記の見直しの取組により一定の効果が表れていると考えますが、特名随意契約合計金額に対する効果額としては小さく、まだ改善できる余地が残されているのではないかと考えます。特に、保守管理費用が大きく費用対効果が見込める場合には、保守管理契約の見直しに関する支援委託を再活用するなどの方法も考えられます。契約担当職員に専門的知識がないことや職員数が限られている等、保守管理費用の見直し作業に関して一定の制約があることは理解できますが、病院事業における収支改善に向け、引き続き保守管理費用の適正化に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 市立病院では経営改善に向けた８つの戦略の一つに「経費の削減」を掲げており、その戦略に基づき今後も医療機器の保守管理料の削減を進めていきます。 保守管理料の削減は、これまでも行っていますが、今後は事務部門（経営統括部職員）以外に医療機器を使用する各部署の職員や臨床工学士も交えて、費用削減方法を探ることで、更なる保守管理委託料の削減に取り組んでいきます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１３

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	職員数の管理について
監査結果(意見等)の内容	病院事業における看護師の職員数の推移を確認したところ、次表のとおりとなっていました。 （単位：人） H29 / H30 / H31 年度当初職員数 406 / 415 / 416 年度末退職者見込　① 35 / 29 翌年度採用者数　② 35 / 20 退職者数　③ 26 / 19 退職者数見込差額　①-③ 9 / 10 平成３０年度当初における看護師の職員数が９人増加していますが、この増加理由について、「定着率の向上により、平成２９年度中に見込んでいた退職数 35 人(H29①）に届かなかったことが原因である。なお、増加分については平成３０年度の退職数を 29 人（H30①）で見込み、平成３１年度の採用数を 20 人（H30②）にすることで調整した。」旨の説明を受けました。しかしながら、平成３０年度における退職者も 19 人（H30③）にとどまり、見込みより 10 人も下回ったため、平成３１年度当初職員数も１人増加する結果となっています。 退職者数を正確に把握することは困難であることは理解できますが、病院事業における厳しい経営状況の中、収支改善の取組において給与費の適正化が求められている状況であることを鑑み、退職者見込の算定で用いている退職率を見直すなど、職員数の適正化に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 ここ数年、看護師は退職者見込みよりも少ない人数の退職となっていたことから、令和２年４月の看護師採用予定者は、例年よりも少ない１３名を予定しています。 また、本年度末までの退職希望者を調査した結果、２８名の希望があったため、年度当初職員数は前年度よりも減少する見込みです。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１４

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	時間外勤務の状況について
監査結果(意見等)の内容	時間外勤務の状況は、平成３０年度は病院全体で 76,149 時間となり、前年度より 2,227 時間削減されています。職員一人あたりの時間数も 113 時間となり、前年度より６時間削減されており、一定程度、時間外勤務削減への取組の成果が見られます。 しかしながら一方で、職種別の状況を見ると、薬剤師については前年度から職員数が２人増えているにもかかわらず、時間外勤務数は 727 時間増えています。職員数が増えたにもかかわらず時間外勤務数が増えているという状態から判断するに、薬剤師の業務内容や業務分担を見直す必要があるのではないかと考えます。また、部署ごとの状況を見ると、平成３０年度の時間外勤務が多い職員上位 20 人のうち５人が経営統括部で、2,769 時間、一人当たり平均約 553 時間もの時間外勤務を行っています。上位 20 人の合計時間外勤務数は、前年度と比較して 23%減少していますが、そのうち経営統括部一人当たりの時間の削減率は 9.6%にとどまっています。経営統括部は経営改善を率先して実施すべき部署であると考えますので、更なる時間外勤務の削減に向けて積極的に取り組んでください。 なお、本年４月から働き方改革により時間外勤務の上限が設定されましたが、平成３０年度における上位 20 人の時間外勤務数は年間 400 時間以上であり、年間 360 時間以内とする上限を超えています。各職員が時間外勤務の上限を超えないよう、仕事の配分や職種による職員数不足等について個々に検証を行い、対応していく必要があると考えます。 今後も時間外勤務の削減をはじめとする経営改善、働き方改革に適切に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 市立病院の経営改善の取組として８つの戦略のうちで、業務の効率化に向けて、通常業務をより短時間で行うためにどうするかをワークアウトで各部門の中堅職員が中心となり方法を模索していきます。 また、慣習的に行っている業務についても、短縮・削減ができないか検討していくことで、組織的に時間外勤務の削減に取り組んでいきます。 院内会議は、外来診療があることから、日中に開催できず、１６時３０分から開始することになりますが、１７時には原則終了することとし、できるだけ時間外勤務とならないようにしていきます。 （添付資料） １ ２ ３

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１５

時　期	令和元年　８月２３日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市立病院
項　目	未収金対策について
監査結果(意見等)の内容	平成３０年度の医業未収金のうち、患者自己負担金に係る未収金の令和元年５月末日の残額は 1,196 万円で、前年同月に比べ 41 万円の増加となっています。 回収困難な未収案件については、以前から弁護士事務所に回収を委託していますが、平成３０年度は、委託先を他の弁護士事務所に変更しています。前年度まで委託していた事務所では、文書催告が中心であり、前年度の回収率も 6.7%でした。一方、新しい委託先では、短期集中で電話や文書での催告を行っており、その結果、回収率も 17.9%と前年度を大幅に上回り、委託先の変更による効果が認められます。 一方、病院が行った臨戸訪問は年間３回、９件について行った旨の説明を受けましたが、全体の滞納件数 59 件から見ると、まだ十分な取組とは言えません。 未収金回収は、病院側と弁護士事務所双方の努力により、より大きな効果が得られると考えます。病院としても臨戸訪問の回数を増やすなど、積極的な未収金対策に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１１月２９日　措置通知 できるだけ早い段階から多くの滞納者宅を計画的に訪問・催促し、納付に繋げるよう心がけていきますが、特に住所地が近隣市町で未収金額が多い案件を優先して訪問することで、未収金の削減に取り組んでいきます。 （添付資料） １ ２ ３